

## よくあるお問い合わせ

Q1 「不妊等治療受診証明書（第2号様式）」にある「今回の申請に係る治療の期間」とはどのように決まりますか。

A1 不妊等治療受診証明書には、1回の治療期間を記入していただきます。

1回の治療期間とは、原則として、治療開始日から妊娠判定日までの一連の治療期間を指します。治療期間の区切り方は、治療内容により変わるため、医師にご相談の上、発行してもらってください。

Q2 助成金額は一子ごとに変わりますか。

A2 第一子、第二子以降ともに申請1回につき助成上限額30万円です。また伊東市は、夫婦一組につき通算で150万円を助成限度額としており、一子ごとの助成上限額の変更や、出産ごとの通算助成額のリセットをしておりません。第一子のために不妊等治療の助成を受けていたご夫婦の場合は、第二子のための不妊等治療の助成限度額は、夫婦の助成限度額から第一子のときの合計助成額を引いた額となります。

Q3 第一子を不妊治療の末授かりました。第二子のための凍結物（卵子・胚・精子）の保存料、保存管理更新料は助成対象になりますか。

A3 この場合は、助成対象になりません。「伊東市不妊等治療費助成金支給要綱」では、助成対象の不妊等治療を「不妊又は不育症の原因疾患に対して医療機関で行われる治療行為」としています。このため、第二子をお考えであっても、不妊治療を中断している間の保存料、保存管理更新料は助成対象外です。

これに対し、精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料（都合により人工授精当日に夫が来院できない場合に限ります。）は、直接治療に必要なものと判断できるため、助成対象となります。

Q4 旧様式で不妊等受診証明書（第2号様式）を記入してもらいました。申請にあたって、新様式で不妊等受診証明書（第2号様式）を取り直す必要がありますか。

A4 ありません。

令和7年12月2日以降に開始した治療は、新様式をご使用いただくことが原則

ですが既に受診証明書が発行されている場合は、令和8年12月1日までは、旧様式でも申請を受け付けます。

なお、助成金支給申請書（第1号様式）については、旧様式では申請できませんのでご注意ください。

伊東市子育て支援課母子保健係

32-1582